

年度末に発生する「かかり増し費用」に係る補助対象可否の判断基準

令和6年度本事業においては、**令和5年度に生じた費用のみ**を補助対象としますが、【コロナ発生期間】が年度をまたぐ場合、下表をもとに各経費における補助対象可否の判断をします。

なお、前提として、原則、以下の【コロナ発生期間】に発注（購入、契約等）かつ完了（納入、役務の提供の完了等）したものが補助対象です。その上で、その【コロナ発生期間】が年度をまたぐ場合等における判断基準を示すものです。

【コロナ発生期間】

「事業所・施設内の職員・利用者等の陽性が判明した（又は発症により対応を開始した）日」から「当該罹患者の療養期間の最終日」まで

対象経費	補助対象とする判断基準
感染者又は感染者と接触があった者が発生して在庫の不足が見込まれる「衛生・防護用品」の購入費用	発注日及び納品日が令和5年度中（令和5年4月1日～令和6年3月31日である。以下同じ。）であること。
感染性廃棄物の処理費用（業者に委託）	発注日及び処理日が令和5年度中であること。
介護サービス事業所・施設等の消毒・清掃費用（業者に消毒・清掃を依頼）	発注日及び消毒・清掃実施日が令和5年度中であること。
感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用	令和5年度中に行った施設内療養であること。 注）年度をまたいで施設内療養を行った場合でも、令和6年3月31日までが補助対象であり、令和6年4月1日以降は補助対象外である。
割増賃金・手当 （陽性職員の業務を他の職員が行うにあたり生じた残業代・休日出勤手当、 陽性利用者等の対応のため増加した業務を行うにあたり生じた残業代・休日出勤手当・危険手当）	令和5年度中の労務に対する割増賃金・手当であり、令和5年度中に支給されたものであること。 ただし、令和6年度中の支給であっても、令和5年度中の労務に対する支給であることが明確に示せる場合には、補助対象とする。
緊急雇用に係る費用（代替・追加職員の給与）	令和5年度中の労務に対する給与であり、令和5年度中に支給されたものであること。 ただし、令和6年度中の支給であっても、令和5年度中の労務に対する支給であることが明確に示せる場合には、補助対象とする。
緊急雇用に係る費用（代替・追加職員募集の広告費用）	契約日（申込日）及び広告期間が令和5年度中であること。 ただし、広告期間が年度をまたぐ場合には、 広告期間のうち令和5年度に属する期間分のみ を補助対象とする。（広告期間で按分をし、令和5年度に属する期間分の費用を算出すること。）
緊急雇用に係る費用（代替・追加職員を派遣労働者とした場合の労働対価及び派遣会社への手数料）	契約日（申込日）及び労働期間が令和5年度中であること。 ただし、労働期間が年度をまたぐ場合には、 労働対価については令和5年度における労働分のみ、派遣会社への手数料については労働日数等で按分をした上で令和5年度分のみ を補助対象とする。 （手数料については、労働日数等で按分をし、令和5年度分の費用を算出すること。）
職業紹介料（代替・追加職員を職業紹介事業者のあっせんを受けて採用した場合の職業紹介手数料）	契約日（申込日）及び 労働開始日 が令和5年度中であること。 ただし、労働期間が年度をまたぐ場合には、 労働日数等で按分をした上で、令和5年度分のみ を補助対象とする。 （労働日数等で按分をし、令和5年度分の費用を算出すること。）

注）ここでは、年度末における補助対象可否の判断基準を示しております。前提となる「対象期間の考え方」や「提出必要書類」について、以下も確認して下さい。

<緊急雇用にかかる費用等の対象期間について>

本補助金は、コロナ感染症発生による一時的な業務の増加あるいは一時的な人員の減少に対応するため、緊急雇用に係る費用を補助対象経費としています。そのため、緊急雇用に係る職員は、下記の①②③の期間のみ雇用されることを原則としています。また、①②③の期間終了後に労働・広告掲載等を開始する場合、コロナ感染症発生による業務増加・人員減少に対応できないため、対象経費となりません。例外的に、①②③の期間内に雇用・広告掲載等を開始し、同期間を超えて雇用・広告掲載等せざるを得ない場合は、①②③の期間に緊急雇用するための最短期間（最大1か月を想定）の費用を対象とします。（したがって、①②③の期間を超えて、長期間、継続的に雇用・広告等掲載する予定のものは対象となりません。）

	陽性（濃厚接触）	緊急雇用が必要な期間	国要綱上の項目	想定される対象経費	備考
①	職員のみ	陽性（濃厚接触）となった職員が入院・自宅療養のため勤務できない期間	緊急雇用にかかる費用	代替職員の給与	左の期間内の労働の対価のみ
			割増賃金・手当	陽性となった職員の業務を、他の職員が行うために生じた残業代・休日出勤手当	左の期間内の労働の対価のみ
			緊急雇用にかかる費用	代替職員を労働者派遣会社の派遣労働者とした場合	左の期間内に申し込んだ派遣契約に基づく、左の期間内の労働の対価及び派遣会社への手数料。 労働の期間が左の期間を超える場合は、左の期間内に労働させるための最短期間（最大1か月を想定）の費用
			職業紹介料	代替職員を職業紹介事業者のあっせんを受けて採用した場合の職業紹介手数料	左の期間内に申し込んだ職業紹介契約に基づき、左の期間内に労働を開始した場合、対象とする。 ただし、左の期間を超えて、長期間、継続的に雇用する予定のものは対象とならない
			緊急雇用にかかる費用	代替職員を雇用するための広告費用	左の期間内に申し込んだ左の期間内の広告費用。 左の期間を超える場合は、左の期間内、広告するための最小の費用。 左の期間終了後に広告掲載を開始した場合は、対象外。
②	入所者（利用者）のみ	最初の入所者が発症した日から、入所者全員が退院基準を満たすまで	緊急雇用にかかる費用	追加職員の給与	左の期間内の労働の対価のみ
			割増賃金・手当	入所者（利用者）の感染への対応のため増加した業務を行うために生じた残業代・休日出勤手当・危険手当	左の期間内の労働の対価のみ
			緊急雇用にかかる費用	追加職員を労働者派遣会社の派遣労働者とした場合	左の期間内に申し込んだ派遣契約に基づく、左の期間内の労働の対価及び派遣会社への手数料。 労働の期間が左の期間を超える場合は、左の期間内に労働させるための最短期間（最大1か月を想定）の費用
			職業紹介料	追加職員を職業紹介事業者によりあっせんを受けて採用した場合の職業紹介手数料	左の期間内に申し込んだ職業紹介契約に基づき、左の期間内に労働を開始した場合、対象とする。 ただし、左の期間を超えて、長期間、継続的に雇用する予定のものは対象とならない
			緊急雇用にかかる費用	追加職員を雇用するための広告費用	左の期間内に申し込んだ左の期間内の広告費用。 左の期間を超える場合は、左の期間内、広告するための最小の費用。 左の期間終了後に広告掲載を開始した場合は、対象外。
③	入所者（利用者）及び職員	①②の期間の始期のいずれか早い日から、①②の期間の終期のいずれか遅い日まで	同上	同上	同上

○領収書の添付が必要な経費と添付書類について○

対象経費	提出必要書類※ ¹	左記書類の例	備考※ ²
緊急雇用に係る費用（職員募集の広告費用）	・雇用しようとする職員の雇用予定期間がわかるもの ・広告掲載期間がわかるもの	・実際に掲載した広告等の写し ・委託業者との契約書の写し又は領収書、納品書等の写し	・施設内感染の終息までの期間を超えて長期間継続的に雇用する予定のものは対象とならない。
職業紹介料	・雇用しようとする職員の雇用予定期間がわかるもの ・派遣の場合は、派遣期間がわかるもの ・委託にかかる金額等がわかるもの	・委託業者との契約書の写し又は領収書、納品書等の写し ・直接雇用の場合は、当該職員との雇用契約書・労働条件通知書の写し	・施設内感染の終息までの期間を超えて長期間継続的に雇用する予定のものは対象とならない。
介護サービス事業所・施設等の消毒、清掃費用（業者に消毒等を依頼した場合）	・消毒・消毒等の費用内訳がわかるもの	・領収書、納品書等の写し	・抗菌、コーティング等消毒の効果を越えるものについては対象とならない。 ・エアコン等空調機器の消毒等に係る費用は対象とならない。
感染性廃棄物の処理費用（ゴミ袋等物品を購入し、自施設等で行った場合）	・購入した物品等の内訳、数量、金額がわかるもの	・領収書、納品書等の写し	・一般ゴミの廃棄にかかる費用は対象とならない。 ・ゴミ箱は対象とならない。
感染者又は濃厚接触者が発生して在庫の不足が見込まれる衛生用品の購入費用	・購入した衛生用品の内訳、数量、金額がわかるもの	・領収書、納品書等の写し	・平時の感染防止のために、購入する衛生用品は対象とならない。 ・空気清浄機等、消耗品でないものは対象とならない。
その他の経費※ ³	-	-	・領収書の写し等について、原則提出不要だが、必要に応じ、証拠書類の提出を求めることがある。

領収書等の写しの提出が必要な対象経費と必要な書類について

※¹ 複数の介護サービス事業所・施設にまたがる経費を法人一括で費用負担等した場合の上表の対象経費については、当該対象経費の提出必要書類に介護サービス事業所・施設別の費用内訳がわかる書類を加える。（例として、事業者が任意様式で作成する按分表の他、領収書等の写しへ直接書き込むことによって費用内訳を明確化することも認める。）

※² 備考欄に記載する対象外経費は例示であるため、これ以外に県が対象外と判断し、申請書の補正等を求める場合がある。

※³ 申請内容等に応じて必要な証拠書類を求める場合がある。